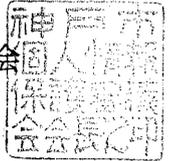




答 申 第 7 2 2 号
平成 30 年 12 月 27 日

神戸市教育長 長 田 淳 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 12 月 27 日付け神教委経第 2608 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市立高等学校における Japan e-Portfolio の利用及び
生徒の学習活動にかかる情報蓄積サービスの利用について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 神戸市立高等学校において、①生徒の学習状況、取得した資格、生徒会等の活動記録等を蓄積する Japan e-Portfolio を利用することは、今後の大学入学者選抜において不可欠であること、②生徒の学習時間の記録や Web ドリル・テスト、アンケート・掲示板等の機能を有する学習情報蓄積サービスを利用することは、生徒の学力の向上や、教員・生徒・保護者間の効率的なコミュニケーションに寄与するものであることから、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市立高等学校における Japan e-Portfolio の利用及び
生徒の学習活動にかかる情報蓄積サービスの利用について
(条例第 11 条 「電子計算機処理の制限」に関して)

1. Japan e-Portfolio

■生徒基本情報

- ・氏名
- ・学年
- ・組番
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・通学校
- ・電話番号
- ・メールアドレス

■ポートフォリオ

(生徒が学校教育等で身につけた主体的・対話的な学びの活動記録、探究活動の記録)

- ・授業、課題、定期考査、作品
- ・部活動（日常活動、大会、コンクール等）
- ・生徒会活動、委員会活動
- ・文化祭、体育大会、修学旅行、校外学習、その他学校・学年行事・学級での取り組み
- ・ボランティア、留学・海外経験、フィールドスタディ、研究室訪問、文化・芸術活動、スポーツ活動、その他学校以外の学習活動
- ・保持資格・検定
- ・表彰・顕彰記録

■提出先大学情報

- ・提出先大学
- ・入試区分

2. 学習情報蓄積サービス

■生徒基本情報

- ・乱数 ID (個人名の代替)
- ・学年
- ・組番
- ・通学校

■ポートフォリオ

(生徒が学校教育等で身につけた主体的・対話的な学びの活動記録、探究活動の記録)

- ・授業、課題、定期考査、作品
- ・部活動 (日常活動、大会、コンクール等)
- ・生徒会活動、委員会活動
- ・文化祭、体育大会、修学旅行、校外学習、その他学校・学年行事・学級での取り組み
- ・ボランティア、留学・海外経験、フィールドスタディ、研究室訪問、文化・芸術活動、スポーツ活動、その他学校以外の学習活動
- ・保持資格・検定
- ・表彰・顕彰記録
- ・学習記録 (教科別学習時間・学習内容)
- ・模擬試験結果
- ・希望進路

■Webテスト・ドリル

- ・取り組み状況
- ・解答の正誤

■学校からの一斉通知

- ・生徒の登下校に関する連絡
- ・学校行事や学年行事の予定・報告
- ・その他日々の学校状況に関する連絡

■生徒アンケート (無記名)

- ・授業の理解度・到達度
- ・学校改善に資する事柄

■保護者アンケート (無記名)

- ・学校改善に資する事柄

■保護者への連絡

- ・面談の日程調整などの簡易な連絡



答 申 第 7 2 3 号
平成 30 年 12 月 27 日

神戸市教育長 長 田 淳 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第 12 条の規定に基づき、平成 30 年 12 月 27 日付け神教委経第 2608 号-2 により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市立高等学校における Japan e-Portfolio の利用及び
生徒の学習活動にかかる情報蓄積サービスの利用に伴う電子計算機の結合について
(条例第 12 条「電子計算機の結合の制限」に関して)

- 1 大学入学者選抜改革に対応するため、神戸市立高等学校において、生徒の学習状況、取得した資格、生徒会等の活動記録等を Japan e-Portfolio に蓄積するに当たり、市立高校の教員用端末及び学習者用端末と Japan e-Portfolio との間でオンライン連携を行うことは、今後の大学入学者選抜において不可欠であり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないように、事務に携わる者への研修を十分に行うとともに、システム及び運用の両面にわたり適切な情報セキュリティ対策を講じなければならない。

神戸市立高等学校における Japan e-Portfolio 及び
生徒の学習活動にかかる情報蓄積サービスの利用に伴う電子計算機の結合について
(条例第 12 条 「電子計算機の結合の制限」に関して)

1. Japan e-Portfolio

■生徒基本情報

- ・氏名
- ・学年
- ・組番
- ・住所
- ・生年月日
- ・性別
- ・通学校
- ・電話番号
- ・メールアドレス

■ポートフォリオ

(生徒が学校教育等で身につけた主体的・対話的な学びの活動記録、探究活動の記録)

- ・授業、課題、定期考査、作品
- ・部活動 (日常活動、大会、コンクール等)
- ・生徒会活動、委員会活動
- ・文化祭、体育大会、修学旅行、校外学習、その他学校・学年行事・学級での取り組み
- ・ボランティア、留学・海外経験、フィールドスタディ、研究室訪問、文化・芸術活動、スポーツ活動、その他学校以外の学習活動
- ・保持資格・検定
- ・表彰・顕彰記録

■提出先大学情報

- ・提出先大学
- ・入試区分